

会 議 名	第5回大熊町復興整備協議会特別会議	
日 時	平成29年1月30日(月) 午後13時55分～午後14時20分	
場 所	福島県庁5階 正庁	
復興整備事業	大熊町復興拠点整備事業(大川原地区復興拠点整備事業)	
出 席 者	復興庁	福島復興局 参事官 佐藤 信
	農林水産省	東北農政局農村振興部農村計画課 農村復興指導官 伊藤 崇
	大熊町	企画調整課 課長 幾橋 功
		復興事業課 課長 志賀 秀陽
	福島県	企画調整部地域政策課 課長 永田 嗣昭
		農林水産部農業担い手課 主幹兼副課長 渡邊 真
		土木部 部参事 堀田 洋一
		土木部都市計画課 課長 寺木 正宏
		土木部町づくり推進課 課長 諏江 勇
	協 議 内 容	
<p>1. 開会(進行:大熊町企画調整課 課長補佐 高田)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出席者紹介</li> <li>・会議の公開の有無について(公開)</li> <li>・傍聴の注意事項</li> <li>・議長紹介</li> </ul> <p>大熊町復興整備協議会規約第6条の規定により、大熊町長の代理人の大熊町企画調整課長が議長となる。</p> <p>2. 議長あいさつ(議長:大熊町企画調整課 課長 幾橋)</p> <p>3. 現状と課題</p> <p>(出席者:大熊町復興事業課 課長 志賀)</p> <p>それでは、大熊町の現状と課題について、御説明申し上げます。</p> <p>【別紙、「現状と課題」により説明】</p> <p>(議長:大熊町企画調整課 課長 幾橋)</p> <p>ただいまの説明について、御意見・御質問はございませんか。</p>		

(出席者一同)

意見質問等なし。

4. 議事(議長:大熊町企画調整課 課長 幾橋、説明者:大熊町復興事業課 課長 志賀)

(議長:大熊町企画調整課 課長 幾橋)

本日、協議する事項は2点です。

まず1点目は、復興整備事業として位置づける大熊町復興拠点整備事業(大川原地区復興拠点整備事業)の実施にあたり4haを超える農地転用が必要となりますことから、この事業を記載した土地利用方針についてお諮りします。

2点目は、大熊町復興拠点整備事業(大川原地区復興拠点整備事業)に伴う都市計画の決定です。

なお、当該都市計画の決定は、復興特区法第48条第2項により協議会での協議を必要としますが、同意を得ることを要しない事項となっていることを申し添えます。

協議の進め方ですが、復興整備計画変更の概要及び都市計画の決定について、町から説明していただきます。その後、土地利用方針については、復興特区法第49条第1項の規定により、農林水産大臣の同意を得ることとなっておりますので同意について確認させていただきます。

それでは、大熊町から復興整備計画変更(案)について説明願います。

(説明者:大熊町復興事業課 課長 志賀)

それでは、大熊町復興整備計画変更(案)について御説明申し上げます。

**【様式第2、都市計画図書、様式第8を土地利用構想図等により説明】**

(議長:大熊町企画調整課 課長 幾橋)

ただいまの説明について、御意見・御質問はございませんか。

(出席者一同)

意見質問等なし。

(議長:大熊町企画調整課 課長 幾橋)

土地利用方針については、復興特区法第49条第1項の規定により、農林水産大臣の同意を得ることとなっております。東北農政局の伊藤農村振興指導官様、土地利用方針の変更について、同意することに御異議はございませんか。

(出席者:東北農政局農村振興部農村計画課 農村復興指導官 伊藤)

ただいま御説明がありました土地利用方針の変更につきましては異存ございません。

(議長:大熊町企画調整課 課長 幾橋)

ありがとうございます。土地利用方針の変更につきましては、農林水産大臣様のご同意をいただいたものとさせていただきます。

次に、都市計画の決定について、福島県都市計画課様からご意見ございますでしょうか。

(出席者:土木部都市計画課 課長 寺木)

町の都市計画審議会を経ている決定であり、特に意見はありません。

(議長:大熊町企画調整課 課長 幾橋)

ありがとうございました。以上で議事を終了させていただきます。

なお、本日協議しました「大熊町復興整備計画変更案」については、異議無いものとし、復興特区法第50条第1項の規定に基づき、公表することで、農地転用の許可について農林水産大臣の許可があったものとみなされます。また、復興特区法第48条第9項の規定に基づき計画が公表されることで都市計画の決定があったものとみなされます。計画変更につきましては、2月1日(水)に町HP等で公表したいと考えております。

5. 閉会(進行:大熊町企画調整課 課長補佐 高田)

**【協議結果】**

大熊町復興拠点整備事業(大川原地区復興拠点整備事業)に伴う土地利用方針の変更について、東日本大震災復興特区法第49条第1項の規定に基づく農林水産大臣の同意を得た。  
大熊町復興拠点整備事業(大川原地区復興拠点整備事業)に伴う都市計画の決定について、異議ないものとして復興特区法第48条第9項の規定に基づき、計画を公表することで都市計画の決定があったものとみなす。